



秋田県公報

目 次

告 示

○特定計量器定期検査の実施(一八六・計量検定所)……………1

告 示

秋田県告示第八十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十一年四月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城
一 検査対象区域、検査対象特定計量器、期日、時間及び場所

検査対象区域	検査対象計量器	検査期日	検査時間	検査場所
八郎潟町	非自動はかり及び分銅等	平成二十一年五月十四日	午前十時から午前十一時三十分まで	八郎潟町農村環境改善センター
井川町	〃	〃	午後一時三十分から午後三時三十分まで	井川町健康センター
潟上市	〃	平成二十一年五月十八日	午前十時から午後三時三十分まで	潟上市昭和公民館
〃	〃	平成二十一年五月十八日	午前九時三十分まで	潟上市天王

検査対象区域	検査対象計量器	検査期日	検査時間	検査場所
五城目町	〃	平成二十一年五月十九日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	五城目町広域体育館
男鹿市	〃	平成二十一年五月二十六日	午前十時から午前十一時三十分まで	男鹿市役所 脇本出張所
〃	〃	平成二十一年五月二十七日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	若美コミュニティセンター
〃	〃	平成二十一年五月二十八日	午前十時から午後二時まで	男鹿市役所 本庁舎
大潟村	〃	平成二十一年六月一日	午前十時から午前十一時三十分まで	大潟村村民センター
三種町	〃	平成二十一年六月二日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	八竜農村環境改善センター
〃	〃	平成二十一年六月二日	午前十時から午前十一時三十分まで	三種町琴丘公民館
〃	〃	平成二十一年六月二日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	三種町山本公民館

検査対象区域	検査対象計量器	検査期日	検査時間	検査場所
八峰町	〃	平成二十一年六月八日	午前十時から午後零時三十分まで	八峰町峰浜商工会館
藤里町	〃	平成二十一年六月九日	午後二時から午後四時まで	八峰町文化交流センター
〃	〃	平成二十一年六月九日	午前十時から午前十一時三十分まで	藤里町役場 車庫
能代市	〃	平成二十一年六月二十三日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	能代市二ツ井公民館
〃	〃	平成二十一年六月二十四日	午前十時から午後三時まで	能代市中央公民館
〃	〃	平成二十一年六月二十五日	午前十時から午後三時まで	〃
上小阿仁村	〃	平成二十一年六月三十日	午前十時から午前十一時三十分まで	上小阿仁開発センター
北秋田市	〃	平成二十一年七月一日	午後一時三十分から午後三時三十分まで	北秋田市阿仁山村開発センター
〃	〃	平成二十一年七月一日	午前九時三十分から午前十一時三十分まで	北秋田市森吉総合スポーツセンター

二 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成二十一年五月十四日から同年九月四日まで

三 特定計量器の所在の場所で行う検査を受けようとする者は、三日以上の受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第二項の規定により、申請すること。

四 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称
社団法人秋田県計量協会

鹿角市	〃	平成二十一年九月一日	午後一時から午後四時まで	鹿角地域交流センター
〃	〃	平成二十一年九月二日	午前九時から午後四時まで	〃
〃	〃	平成二十一年九月三日	午前九時から午後三時まで	〃
小坂町	〃	平成二十一年九月四日	午前九時三十分から午前十一時まで	小坂町交流センター・セパーム
大館市	〃	〃	午後一時三十分から午後二時三十分まで	大館地域職業訓練センター

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(86)八七六六 F A X(86)〇〇五
E-mail:matsubar@matubarahinatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄